（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の中欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の中欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

［一　略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

［2　略］

備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の中欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の中欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

［一　同上］

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

［2　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（用語の定義）	（用語の定義）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　この省令において「電磁的記録媒体」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。	3　この省令において「フレキシブルディスク等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
［号を削る。］	一　日本産業規格X六二二三に適合し、日本産業規格X六二二五に規定するトラックフォーマットの九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
	二　日本産業規格X六二七五に適合する九十ミリメートル二三〇メガバイト光ディスクカートリッジ
	三　日本産業規格X六二七七に適合する九十ミリメートル六四〇メガバイト光ディスクカートリッジ
	四　日本産業規格X六二八二に適合する情報交換用一二〇ミリメートル追記形光ディスク
	五　日本産業規格X六二八三に適合する情報交換用一二〇ミリメートルリライタブル光ディスク
	六　日本産業規格X六二四六に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）ディーブイディー書換形ディスク
	七　日本産業規格X六二四八に適合する八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）及び一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーブイディーリレコーダブルディスク
	八　日本産業規格X六二四九に適合する八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）及び一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーブイディーレコーダブルディスク
［号を削る。］	［号を削る。］
［号を削る。］	［号を削る。］
［号を削る。］	［号を削る。］
［号を削る。］	［号を削る。］
［号を削る。］	［号を削る。］